

<別紙1>

独立行政法人地域医療機能推進機構  
佐賀中部病院附属介護老人保健施設のご案内  
重要事項説明書  
(令和6年6月1日現在)

1・施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	独立行政法人地域医療機能推進機構佐賀中部病院附属介護老人保健施設
開設年月日	平成8年4月1日
所在地	佐賀市兵庫南三丁目8-1
電話番号	0952-22-3121
FAX番号	0952-28-5321
管理者	施設長 園畑 素樹
介護保険指定番号	4150180067

(2) 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に復帰できるように支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用ください。

[佐賀中部病院附属介護老人保健施設の運営方針]

- ① 明るい家庭的な雰囲気の中、利用者等の心身の特性に応じた看護、介護ケア及び利用者の有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営む事が出来る様努めます。
- ② 地域と家庭との連携を重視した運営に心掛け、家族の身体的、精神的負担の軽減を図れるよう努めます。
- ③ 最新の機器を備えた併設病院のリハビリテーションセンターを活用し、利用者の方の残存能力の維持向上を目指します。
- ④ 各居宅介護支援事業所と連携を密にし、高齢者へ充実した福祉と介護の支援に努めます。

(3) 施設の職員体制

当施設は、以下の職員体制基準を満たしております。

職種・職名	常勤換算人数	業務内容
看護師・准看護師 介護職員	3.6人以上	入所・通所者の看護全般、援助に関すること。 入所・通所者の介護全般、援助に関すること。
理学・作業療法士	0.4人以上	運動、作業療法の計画、実施、評価に関すること。

(4) 通所リハビリテーション利用定員（介護予防通所リハビリテーションの利用も含まれます）

・定員 40名

2・実施地域

・佐賀市（川副町・久保田町・諸富町・大和町・富士町・三瀬村を除く）

上記以外でも実施可能な場合もあります。担当までご相談ください。

3・営業日

・月曜日から金曜日（年末年始・お盆、臨時休業があります。）

4・サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画等の立案
- ② 食事（12時15分）
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑥ リハビリテーションマネジメントに基づく機能訓練や日常生活動作訓練の評価
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養マネジメント加算・口腔機能向上加算・運動機能向上加算（予防型のみ）

5・当施設では、下記の医療機関に協力いただいています。

・併設医療機関

・名称 佐賀中部病院

・住所 佐賀市兵庫南三丁目8-1

6・施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付以外の利用料として位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・利用中には医療機関受診（投薬を受けることも含む）は原則できませんのでご了承ください。
- ・当施設内での飲酒、喫煙は禁止しています。
- ・施設又は備品の毀損及び備品を施設外に持ち出さないでください。
- ・無断で備品の位置及び形状を変形しないでください。
- ・宗教活動は禁止となっています。
- ・ペットの持ち込みは禁止となっています。
- ・食事等の差し入れは禁止となっています。
- ・利用者は職員の指示に従ってください。

7・非難災害対策

- ・防災設備 火災報知器、スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・火災訓練 年2回

#### 8・禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動等」は禁止します。また、利用者同士の物品のやり取りも禁止します。
- ・職員への金品等のお心遣いは一切禁じております。

#### 9・緊急時の連絡先

- ・緊急の場合には、「利用契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 10、虐待防止に関する事項

当施設では利用者様の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じております。

- ① 虐待を防止するための委員会を定期的開催し、その結果について従業員に十分に周知します。
- ② 虐待を防止するための従業者に対する研修を実施します。
- ③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備します。
- ④ その他虐待防止のために必要な措置をします。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。